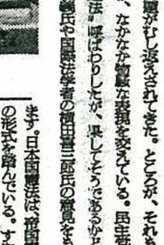

論壇

われらの憲法となっている

感情論に先走る改悪派

片山（かた）山（やま）哲（てつ）

清瀬一郎君の失言「マックアーサー憲法」が国会で問題になった。しかしこれは清瀬君の一時的失言ではない。真からこの憲法をマックアーサー憲法、アメリカ憲法と信じ切っている故に本音をはいたのである。この問題をさように簡単に片付けるわけにはゆかぬ。清瀬君その他憲法改悪派の心の底に蔵している議論は、この憲法はマックアーサーが作り、これを押し付けてきたのだから、その内容の如何にかかわらず、自主的に、もう一度作り直さなければならぬものだと強く主張しているのが、そもそも、改悪論の出てくる所以である。

いちじるしく感情論が先走っている、自主独立の尊厳を冒とくするものとしての憤慨論が、いきり立つのである。従ってシカを追う猟師山を見ずで、その内容を余り検討せず、あるいはその内容についての異論は後から付け加えようとするやり方である。

私は、今さらマックアーサーの味方をしたり、司令部のために弁ずる気持ちはないが、当時の日本政府が、余りにもダラシなく、気のきいた近代的構成にかかる憲法を一つも出し得なかったことに起因するのである。ようやく出したものを見れば、近衛草案とか松本草案とか、ともに民主主義からほど遠い明治憲法のやき直しのような草案のみであった。それで司令部の若い人々は、主権を国民の手に移すことと、沈んでいる人権の引上げ、一さいの軍閥のふっしょくを目標とする、思い切り新しい憲法草案を作り、司令部の草案、いわばマックアーサー草案として日本政府に出したまでである。思うにこれは時代の要求がさようにせしめたものであり、日本の民衆の立場を考えると、さような内容をもつものでなければならぬ草案であった。

この憲法草案は、マックアーサーが単に事務を執ったものであり、国民大衆の要望が、かかる内容の草案を推挙せしめるようにせしめたものと思う。特に幣原元首相がマックアーサーに面会して、今までの二重外交、軍部外交の弊害を痛烈に訴えたことが、憲法第九条や、憲法前文を作る大きな示唆になったことも事実と信ずる。

元来、この憲法は敗戦日本の国民に希望と光明を与えた。当時、虚脱状態にあった大衆はこの憲法によって力強く立ち上ったのである。民主主義の達成、基本的人権の擁護、平和日本の建設、この三大原則は当時の迷える日本国民に再建の方針を強力に打込んだので、これを新日本の運動方針として中外に宣言し、これで行こうと決意を新たにせしめたものだ。国民大衆にとっての福音であり、再生日本の標識が高く掲げられたのである。

実は社会党においても、当時、主権の存在は国家にあり、天皇の大権を大幅に制限さるべきだ、との主張を発表したりしたことなどもあったが、一足飛びに、主権在民を主張するこの司令部草案が発表されるに及び、先を越されたが、快サイを叫び、民主日本の生誕を心より喜んだ次第であった。

その後、国会各派の協議、憲法制定後、歴代の政府がその精神の普及宣伝、啓蒙に努めたこと、憲法普及会なるものを設け、ポスター、図解などで、民主政治のあり方を国民に解説したなど、詳細のことは今述べる要もない程である。

今ごろになって、これをマックアーサー憲法とケナシつける所以は、もちろん、第九条を削って軍備を持ちたいためであることはいうまでもない。それなれば、堂々と第九条を削り再軍備をなさんがために憲法を改めようという議論で進むべきである。さような、はっきりした方法を採らずに、この憲法はアメリカ製である、沢山直さなければならぬ個所がある。家族制度をもと戻しをやらなければならぬ、いつ侵入軍があるかも知れぬから自衛軍をおこし、自衛軍は国外にも出られるようにしなければならぬ。いや基本的人権擁護も余り沢山規定をおき過ぎている、前文もバタくさいなどと色々難くせをつけて、国費で調査をしよう、しかも、それを内閣におこうという、すこぶるこうかつなる方法をとってきたのである。

国会のみが憲法改正の発案権のある精神に鑑みれば、この憲法調査会は国会に設置し、内閣におくべきものでない。内閣は単にその結果を国会に報告するに止まるというが如き権威のないものは、早早やめた方がよい。

敗戦日本の国民を起ち上らせるに役立ったこの民主憲法、平和憲法は、その制定の過程において色色のことはあったであろうが、今はそれをおおめに見よう。この民主憲法は日本国民に福音をもち来らしたものである。今では日本国民にとっての自主憲法となっている。

（憲法擁護国民連合会長＝投稿）

憲法

波紋投げる〝清瀬理論〟

両教授の見解

答弁する清瀬一郎氏

予算が成立したら、国会では、とたんに憲法問題がむし返されてきた。ところが、それも、憲法の出来たいきさつからいって、違法である、とか、マックアーサー憲法であるとか、なかなか物騒な表現を交えている。民主党の清瀬政調会長は、参議院の本会議で、憲法調査会法案の説明の際に、質問に答えて〝違法〟呼ばわりしたが、果してそうであるかどうか、われわれとしても論を避けるわけにはゆかないし、その点について憲法学者の宮沢俊義氏や国際法学者の横田喜三郎氏の意見をも求めて、次に紹介してみよう。

問題になった清瀬氏の発言は、四日の参議院本会議で、憲法調査会法案についての広瀬久忠氏（緑）の質問に対する答弁としてなされたものだった。参議院速記録によって、まず広瀬氏の質問からみてゆくと

広瀬久忠氏　新憲法が国情にそぐわないのは、その成立過程において多くの重大な無理があったためであると私は思います。その第一の無理は国際的の無理であります。その第二の無理は、国内法的の無理であります。しこうしてその第三の無理は、新憲法草案作成上の無理であります。まず第一の国際的の無理についてお尋ねする。ハーグの陸戦の法規慣例に関する条約は、占領軍が被占領国においてとるべき態度について厳格なる規定を定めておるのであります。すなわち占領地の法律を尊重せねばならないということが国際法上の原則であると定められております。しかるにマックアーサー司令部はこの国際法の原則を無視して、国の基本法である憲法改正をわが政府を弾圧して行わしめたのであります。（以下略）その第二の無理は国内法的の無理であります。日本国憲法は、帝国憲法改正の形式を踏んでいる。すなわち、帝国憲法第七十三条によって改正したことになっております。当時の政府の憲法担当の松本国務大臣は、第七十三条による憲法改正として、民定憲法たる新憲法を作ることの法律的に不可能なることを、司令部に説明これ努めたのでありますけれども、司令部はこれを拒絶し、かつこれを抑圧して、あえて改正の形式をとらしめたのであります。（以下略）

それでありますから憲法学者の中には（中略）その唯一の可能な説明は、これを革命に基くものと見る以外にはあり得ないとしている者もあります。革命に基く憲法といわれるほどのものを、改正の形で押切ったことは、国内法的の大きな無理であります。（以下略）

これに対する清瀬氏の答弁は次の通りであった。

清瀬一郎氏　ハーグ条約の占領地の法律を尊重することに違反するのではないかとの趣意のお問いでございますが、私、全く同感でございます。ただ国際法のことを考えますると、それより大きな違反があるのではないか。というのは、第二次世界戦争のはじめごろ、ルーズヴェルト大統領、チャーチル首相は、大西洋憲章なるものを発表して、この戦争はどの原則でゆくのだということを世界に約束しております。その大西洋憲章の第三条には、各国は自分の国の政治の形態を、自分の自由意志で選ぶということの原則は尊重するということです。マックアーサー元帥の指導の下にできました憲法は、日本人が日本人の政治形態を本当の自由意志で選ぶ意志を尊重しているでありましょうか。これが私は国際法上疑問のある一番大きな点と思います。（以下略）

その次に国内法のことでありますが、この憲法の成立について、日本の国内法に対処して疑義のあるのは、いま広瀬君のおっしゃったほかに、もう一つあると思う。わが国の旧帝国憲法はその七十五条において、この憲法は摂政を置く間は変更することはできないと書いてある。陛下御不例で摂政を置かるるの間は憲法改正は企ててはならない。その同じ意味から考えると、占領軍の制限の下に、陛下も国民も完全な自由意志を発揮することのできないときに、憲法を改正するということは、そのときまで有効であった旧憲法の主旨に反しております。（以下略）

〝違法や無効ではない〟

宮沢氏　ポツダム宣言の履行

横田氏　自由意志で制定

このような清瀬氏の考え方に対し、憲法担当の東大教授宮沢俊義氏は国内法的にみて、また国際法担当の東大教授横田喜三郎氏は国際法的にみて、いずれも清瀬氏の意見と違い日本国憲法は有効であると、それぞれ次のように語っている。

宮沢俊義氏

宮沢俊義氏　現行憲法が違法だとか、無効だとかの議論はおかしいと思う。現行憲法は旧憲法第七十三条による改正という形をとってはいるが、もともと敗戦、降伏、ポツダム宣言の履行という必要から生れたもので、いわば法律的にいえば、革命の産物である。だからこれを戦前の憲法の規定などから違法というのはおかしい。いまの憲法はむろん有効な日本の現行憲法とみるべきものである。このような例は外国にも多い。

現行憲法はもともとマックアーサーから提出された草案—マックアーサー草案を基礎としてできたものであるから、そういう発生の沿革に着目してマックアーサー憲法というアダ名をつけることは別に不当ではない。もちろん法律的には不正確ないい方であるが、もともと単なるアダ名だから、そうとりたてて国会の権威に関するとか何とかいうのはおかしいと思う。

横田喜三郎氏

横田喜三郎氏　広瀬氏の説の中、占領軍は占領地の法律を尊重しなければならないというのは、まだ戦闘が行われていて、休戦協定の成立する前のことである。この場合には確かに絶対の支障がない限り、占領地の現行法律を尊重しなければならない。しかし休戦協定ができた場合には、その休戦協定に定められたことが交戦国の間の関係を定めることになる。従ってこの休戦協定に定められたことが優先的に効力をもつ。今度の戦争で千九百四十五年九月二日の降伏文書はこの協定に当るものである。この文書によってポ宣言の効力が認められ、それには日本の軍国主義を破壊し、民主主義の復活強化をなすべきことが定められている。日本はこれに対して同意した。これにもとづいて新憲法が定められたのだから、マックアーサー司令部が国際法上の原則を無視したとか、憲法改正が不当であるということはいえない。

清瀬氏の議論については、大西洋憲章は英米の戦争目的を宣言したもので、他の国々の間に結ばれた条約ではないから、かりにその原則が守られなかったにしても、国際法違反とか、条約違反ということはできない。のみならず、日本の新憲法は日本の政府の案として日本の議会に提出され、日本の議会が討議したのち若干の修正を加えて採用したものであるから法律的には日本の自由意志で決定したものといわなくてはならない。もとより政治的には連合国ないし連合軍司令部の圧力があったことは疑いを容れないが、自由意志で法律を定めるというときには政治的な圧力や影響がないということではなく、法律的な拘束のないことを意味する。この点からみれば、法律上であの憲法を制定すべき拘束を日本はうけたのでないから、法律的には日本が自由意志によって採用したものといわなければならない。

【注】❶大日本帝国憲法第七十三条第一項＝将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議会ノ議ニ付スヘシ
❷同第七十五条＝憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス
❸陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（千九百七年ハーグニテ調印）第四十三条（占領地ノ法律ノ尊重）＝国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ。
—以上原文による
❹大西洋憲章（英米共同宣言千九百四十一年八月十四日）三＝両国は一切の国民がその下に生活せんとする政体を選択する権利を尊重する。両国は主権及び自治を強奪せられたるものに主権及び自治が返還されることを希望する。

人　寸描

二科会脱退を声明した
鈴木信太郎（すずきしんたろう）

「どんな条件が出されても二科会には復帰しないか」との質問に「絶対に帰らぬ。五十づら下げて出来ゃあしない」脱会した同志野間仁根がコウ然と言い放った。

脱退の声明を発表した五日の夕方、その言葉をじっと聴いていた鈴木は、レモン・ジュースを片手に、静かに何回もうなずいた。

八王子生れ、五十九歳。学歴のない彼は、黒田清輝、石井柏亭に師事して、第九回展から二科会に出品、大正十五年の十三回展に樗牛賞、昭和八年に会員となった。そして戦後、二科再建の立役者になって、東郷青児に協力、重鎮の座についたのは周知のことである。

この会の分裂騒ぎはお家芸だが、中堅会員が独立美術に走っても、師の柏亭が一水会に行っても、彼はその呼びかけも受けず、地味に二科のノレンを守ってきた。この秋四十回展を迎えるのを前に、思い切った胸中は感無量にちがいない。

酒ものまず、内気で小心な彼が、野間や高岡徳太郎といっしょに出た理由は、東郷のワンマン振りや、年々興行化してくる二科会のだらしなさに、心からの憤りを感じたからという。

この三人の中で、もっともおとなしいと思われる信さんが最初に腹をきめた——と野間はいった。

「すべてから解放された自由な気持」で、こんどどう仕事することか。「絵の虫」といわれる筆の速さで、タブローばかりか、さし絵、ガラス絵とかせぎまくり、産を成した現在、体をはる時が来たわけだ。定評の人のよさだけでは間に合うまい。画壇になげたこの一石を役立ててほしいというのは、美術ファンの期待である。（洋画家）

読者応答室から

片岡テニス大会

問　片岡カップ全国テニス大会とは……（東京・堀江真喜夫）

答　故片岡直方氏（昭和二十三年三月二十一日死去）のわがテニス界に残された貢献を記念して、テニス関係者と朝日新聞社が共同して昭和二十四年に始めたものです。二人以上の選手で編成したチーム対抗（二シングルス、一ダブルス）によるトーナメントの形式をとっているように、デ杯獲得をその理想としています。故片岡直方氏は大阪ガス社長として職場スポーツの実践家であったばかりでなく、南甲子園に当時世界一の規模を誇ったアンツーカ・コート十一面を擁する甲子園国際ローンテニス・クラブを創設、外国一流選手の招待や有望選手の育成に尽した人。残された偉大な寄与に対して全国運動記者クラブから表彰されています。なお片岡杯大会の持回り優勝杯は片岡家から寄贈されたもので、直径、高さともに一尺九寸、有名なデ杯より少し大きく、今次優勝者にはこれと同形のレプリカが授与されます。

かたえくぼ

「七夕」
NHKに気をつけよう。
—ケン牛
—織女
（東京・ゴジラ）

「海水浴」
膝が浮いていかん。
—マンボ族
（東京・いづみ）

きのうきょう

台風の行方

なんとか統計がとれないものであろうか。近年、地方から陳情のため（と称して）に上京して来る人間の多過ぎるのが、眼にあまる。

この陳情団には、いろいろの型がある。そのひとつ「がなり型」—

「なに会議中だと？　国会議員が、国政上の重大問題について面会を申込んだのに、なにごとだ！」などとすごみがかって、適時適切に陳情団の方を振り向くのである。

◇

そのふたつ、—議員バッジをつけた肥大漢が、ひとりで先に飛び込んで来る。あらかじめ台詞（せりふ）をつけていくのである。「なれ合い型」ないしは「演出型」という。

「君、君、ねえ、こんな風にひとつ頼むよ。ええと、ほかのひとなら一も二もなく、おことわりするのですが、なにぶん、日ごろ、筋の通ったことしかおっしゃらない先生のおはなしではねえ、ま、よくかんがえておきましょう」—至極、なごやかな空気のうちに、別れるのだが、なにを陳情されたのかわからずじまい。第一、その先生なる肥大漢の名前も知らない。

◇

毎年、夏の終りごろから台風季節に入る。室戸から本土にかかり、裏日本各地をあばれて北上し海上に吹き抜ける定型がある。台風の気配を察すると知事さん方は、いち早く上京する。カバンのなかには、金額何円、死傷何名、被害総額何億円と、すこぶる行届いた統計表が、ぎっしり詰っている。上京した途端に、台風は、某県の北辺をかすめて海上に去ったという放送を聞き、あわてて帰県したりする珍版すらある。近ごろの天候異変をみるにつけ、よく「台風の行方」ということをかんがえる。これは、「政治の行方」に通じている。

（長沼弘毅）

声

ある小企業の主婦から

東京　森川照子　主婦

◇「ボーナス」の言葉に、私はひとむかし前、お勤め時代の楽しみを回想します。現在の私にはボーナス気分を味わうすべがないからです。私共のような小企業ではボーナスのボの字も出ません。親会社からは三月も四月も前の売掛金が百日から百五十日先の手形で支払われる状態で、これをどんどん割引いてしまうため利息が利益を食いこんでゆきます。

◇中小企業への融資の途は、税金を完納していなくては資格がないということです。税金をきちんと納められる位なら融資の必要はほとんどないのではないかと思われます。それに融資を受ければどんなに安くとも利息をとられるでしょう。売掛金をねかせておいて、一方で利息を払うのでは小企業はいつまでたっても浮び上ることはないでしょう。

◇大企業へ融資するかわり、その企業体の支払いは必ず翌月とか、手形は六十日以内にするとか法的にきめて、子会社や小企業へ資金の融通を図ったらどんなものでしょうか。この方が中小企業を救う途に近いと思いますが、素人考えなのでしょうか。

◇小企業に働く人々は、大企業の方達より時間的にみても大変のような気がします。それなのに賃金はずっと安いのです。その安い賃金がコマ切れ配給なのです。それでもストライキはやりません。やれば自然退職の形になるか、企業そのものがつぶれてしまいますから。小企業経営者の主婦として私はボーナスは望みません。ただせめて毎月の給料を、まとめて一定の日に受取って、貧しくともやりくりのしがいのある生活がしたいと願うのです。

証人に対する態度

神奈川　草野憲二　公務員

◇国会の委員会等で証人を喚問することが多いが、ラジオや新聞によって感ずるのは、議員諸公が証人に対してまるで礼を失していることである。

◇議員同士のヤジ、悪口にはマユをひそめて、われわれの代表がこんなものかとがっかりさせられながらも、これは威勢と駆引をこととする諸公同士のことでもあり、また時には興奮することもあると思う。しかし証人の場合は全然人種が違うのである。ただでさえなれない場所に引っぱり出され、質問攻めにあうごとに、精神的な動揺があるのが当然であろうと思われるのに、自分たちの党に有利な証言をしないからといって、罪人に自白を強いるような態度を示したり、大声できめつけたり、党利党略のうずまきにまきこむなど、なんということかと、他人事ながら腹が立つ。これは一種の暴力であり、つるしあげにほかならない。

◇証人の人格をみとめ、そのいうところを静かに聞き、聞きたいことを穏かに問いただす、こういった態度がなぜとれないのだろうか。これは議員が、主権者である国民に選ばれていながら、思い上って人を人と思わないところに、その根源があるのではないか。議員諸公の静かな反省を望みたい。

家畜保険金について

農林省農業保険課

◇病気や障害で家畜を失った農家に保険金の支払いが七カ月もかかったことはまことに遺憾です。先日この欄で指摘された事実は、早速東京都連合会について調べましたところ、支部の担当獣医が今春業務上のケガがもとで長期欠席したため手続が遅れたことがわかりました。連合会としても率直にその非を認めております。

◇また、乳牛の掛金が高いという御意見もごもっともですが、これは表をかえせばそれだけ死亡や廃用の事故が多いわけです。掛金を下げるためには病傷を早く発見し、気易く診療を受けられるような方法によってこれらの事故を未然に防ぐ以外に手はないと思います。これについてはこの国会に家畜共済制度の改正案を提出、審議中です。この新制度を通じてこれらの問題の根本的な解決を図りたいと考えております。

白い魔魚（30）

舟橋聖一
小磯良平画

青いイヤリング　二

そのほか、竜子の欠席中、変ったことは、女子学生に対して、

一、特定の場所以外でコンパクトを使用しないこと。
一、アイシャドウをさしてはならない。
一、襟あきのブラウスを着てはならない。
一、ノー・スリイブは禁止。
一、マニキュアは、染色は許されない。
一、イヤリング、ネックレースは認められない。

等の掲示が出たことで、若しこれを守らない学生は、学生課へ出頭を命じられることになるのだそうだ。

今日の竜子の服装は、ノー・スリイブで、ナイロンのブラウスだから、肌がすけて見えることで、失格だし、ニセモノだが、青い石のイヤリングもつけている。アイシャドウと爪の染色をしていないだけである。

「あたし、完全にひッかゝるわ」

と、竜子は言った。重岡は冷いジュースをのんでから、

「男の学生は、女子学生の服装なぞには、無関心だし、どうでもいいことだと思ってる。然し、服装のような問題を、学生課が、それとなく監視する態度は、行過ぎだというのが多いよ」

「まったく、最低だわ」

「どうも段々、昔へ戻って行く」

然し、たとえば桧口先生の手を、色っぽく握り返したカンニング学生なぞは、まるで酒場の女か、映画の新人かと思うようなケバケバしさで登校して、学生間のヒンシュクを買った例はある。ノー・スリイブが、男の学生に対して、挑発的であるという懸念も一応はうなずける。その代り、ほんのちょっと、あるかないかに袖のあるフレンチ・スリイブなら、咎められないというのだから、この禁令も、形式主義だ。イヤリングをして、何が悪いのだろう。

「よかった。あたし……いきなり、教室へはいらないで——」

「でも、その場で叱られることはないンだがね……」

「でも、ますます、心証を悪くするもの」

「じゃア出直すさ」

「そうね」

「足はどうなの」

「もう平気よ。傷も何ンにも残らないし、きれいよ——マッサージだけは、もう少しつゞけるほうがいいンですって」

「副院長が、僕の兄貴に言ってたって……とにかく、骨が元通りになるより、肉体美をスポイルしないようにって注文なンだって」

「まア、おしゃべりね、彼……」

「凄いいい身体だって、ほめてたそうだ」

「ワアッ、最低よ」

竜子はギブスの取替えのたびに、副院長には身体を見られているので、そんな話を重岡の兄さんにしゃべられては、たまらないとさすがに鼻白んだ。

「稲天さん、午後の授業サボって、『しのみや』へ行ってみない」

と、竜子はさそった。重岡はグラついたが、

「ダメだ。試験が近いから、ガッツかないと……それに僕、アルバイトを断られたんだぜ」

「それもそうね。仕方がないわ」

と、竜子はあきらめて、それまでの時間をプールへ行って、消すことにした。

無税の貯蓄
7月1日より配当には税金がかゝりません
貸付信託
1口 5000円
元金保証
予想配当率
2年もの 年8分8厘
5年もの 年9分5厘
見当
三菱信託銀行
本店（東京駅降車口前）・丸之内・日本橋
大伝馬町・亀戸・渋谷・銀座・池袋
札幌・仙台・横浜・長野・浜松